

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令及び防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令の一部改正について

1 改正の趣旨

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（令和8年防衛省令第 号）の施行により、事務官等を試験により採用する際の試験の方法から身体検査が削られることに伴い、事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）について、所要の改正を行う。

また、事務官等である任期付隊員を採用する際の身体検査について、当該身体検査の合理的かつ客観的な必要性が認められる官職で採用する場合のみ実施することとするため、防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第64号）について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令

試験実施機関の事務、採用試験の方法、試験の判定基準及び合格者の決定に関する規定から身体検査を削る。（第16条、第26条、第32条及び第33条関係）

(2) 防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令

事務官等の任期付隊員の選考の方法について、必要性が認められる場合のみ身体検査を実施することとするため、所要の改正を行う。（第4条の2関係）

3 施行期日

令和8年8月中